『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、 湯沢市の財政健全化判断比率等(平成29年度決算)を公表します。

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき財政指標を公表するもので、この法律は、地 方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにすることで財政破綻を未然に防止し、多様化する住民 ニーズにしっかり応えられるような財政運営を図ることを目的としています。

財政指標

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、 ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 の5つ の指標を算定し、監査委員による監査と議会への報告を経て公表することになっています。

平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりですが、いずれも国が定め る基準を下回っており、財政健全化計画や経営健全化計画の策定は必要ありません。

健全化判断比率

13_12111111					
区	分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成28年度決算	財政健全化判断比率	— %	- %	11.4 %	82.4 %
平成29年度決算	財政健全化判断比率	— %	— %	11.6 %	84.4 %
早期健全化基準		12.72 %	17.72 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準		20.0 %	30.0 %	35.0 %	

- 財政健全化判断比率の「一」は、赤字額がないことを意味しています。 早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が 必要となります。財政再生基準を超えると、財政再生計画の策定が義務付けられ、国等の関与による確実な 財政再生が必要となります。

資金不足比率

区分	水道事業会計	簡易水道特別会計	下水道特別会計
平成28年度決算 資金不足比率	- %	— %	— %
平成29年度決算 資金不足比率	— %	— %	— %
経営健全化基準		20.0 %	

- ※ 資金不足比率の「一」は、資金不足が発生していないことを意味しています。
- 経営健全化基準を超えると、経営健全化計画の策定が義務付けられ、計画に基づき経営の健全化が 必要となります。

財政指標の算定方法

健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率

実質赤字比率とは、一年間の湯沢市の一般財源収入(標準財政規模)に対して、一般会計等(普通会計)の赤字がどの程度かを示す指標です。

また、<mark>連結実質赤字比率</mark>は、財産区特別会計を除く全ての会計を対象にしています。 平成29年度決算においては、すべての会計において赤字額がなかったため、実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも該当ありません。

実質赤字比率 = 実質赤字額 (歳入歳出の差引き額から翌年度繰越額等を除いた額) 標準財政規模 (市税、普通交付税、臨時財政対策債、各種譲与税等)

単位:千円

				十四:11
会 計 名	実質収支額		実質赤字	連結実質
云 印 石	赤字額	黒字額	比 率	赤字比率
一般会計	_	564, 374	赤字額が	
養護老人ホーム愛宕荘特別会計	_	8, 199		
皆瀬更生園特別会計	_	1,773	該当なし	
国民健康保険特別会計	_	138, 371		赤字額が ないので 該当なし
後期高齢者医療特別会計	_	144		
介護保険特別会計	_	133, 589		
水道事業会計	_	757, 736		
簡易水道特別会計	_	137		
下水道特別会計	_	673		

[※] 湯沢市の標準財政規模は 158億9,761万円

実質公債費比率

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する地方債償還費等の割合であり、湯沢市の一般 財源収入のうち、どの程度が借金返済に充てられているかを示す指標です。

平成29年度決算においては、早期健全化基準を下回っておりますが、前年度より0.2ポイント上昇しています。

なお、対象となる会計は、財産区特別会計を除く全ての会計であり、湯沢雄勝広域市町村 圏組合や広域連合等の一部事務組合も含まれます。

実質公債費比率 (過去3年間の平均) = 元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源 - 交付税算入額 標準財政規模 - 交付税算入額

平成27年度の実質公債費比率	11. 31108 %	3年間の平均	
平成28年度の実質公債費比率	11. 33641 %	11 60/	
平成29年度の実質公債費比率	12. 25333 %	11.6%	

将来負担比率

将来負担比率とは、標準財政規模に対する地方債残高等の将来的負担見込額の割合であり、地方債や将来支払っていく可能性のある負担見込額等が、将来財政を圧迫する可能性の 度合いを示す指標です。

平成29年度決算においては、早期健全化基準を下回っておりますが、前年度より2.0ポイント上昇しています。

なお、対象となる経費は、財産区特別会計を除く全ての会計、一部事務組合、第三セクター等に関する負担見込額となります。

将来負担見込額 - (充当可能基金 + 特定財源見込額 + 将来負担比率 = 交付税算入見込額)

標準財政規模 - 交付税算入額

単位: 千円

	1	T	1	
	普通会計の借入金残高	33, 675, 879		
	普通会計の債務負担行為に基づく支出予定額	331, 595		
将	水道事業会計、簡易水道・下水道特別会計の借入金返済に対 する普通会計の今後負担見込額	13, 845, 603		
来負	湯沢雄勝広域市町村圏組合の借入金返済に対する湯沢市の今 後負担見込額	1, 524, 477		
担見	湯沢市の全職員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見 込額	2, 843, 518	52, 221, 072	
込額	地方公社の負債に対し、市が将来的に負担する可能性がある 見込額	0		
1	地方独立行政法人の負債に対し、市が将来的に負担する可能 性がある見込額	0		
	第三セクター等の負債に対し、市が将来的に負担する可能性 がある見込額	0		
	湯沢市の連結実質赤字額及び一部事務組合等の連結実質赤字 額負担見込額	0		
②充当 在高)	4可能基金(財政調整基金等の借入金返済に充当可能な基金の現	1	8, 329, 062	
3特定	E財源見込額(借入金返済の財源となる歳入の見込額)	522, 901		
	†税算入見込額(平成29年度末時点の市の借入金残高に対する基 対需要額算入見込額)	32, 360, 127		
⑤標準財政規模(市税、普通交付税、臨時財政対策債、各種譲与税等 の一般財源の標準規模)			15, 897, 612	
	†税算入額(平成29年度における市の借入金返済等に対する基準 需要額算入額)		2, 866, 742	
	将来負担比率= <u>① - (②+③+④)</u> ⑤ - ⑥		84.4 %	

資金不足比率

資金不足比率とは、湯沢市が経営する公営企業(水道事業会計、簡易水道特別会計、下水 道特別会計)の資金不足額(赤字額)が事業の規模に対してどの程度かを示す指標です。

公営企業とは本来、料金収入等により事業運営を行う独立採算を原則としているため、湯 沢市の会計の中で、より民間企業に近い会計といえますが、地方公営企業法の適用企業と非 適用企業に大別され、それぞれの会計ごとに比率を算出します。

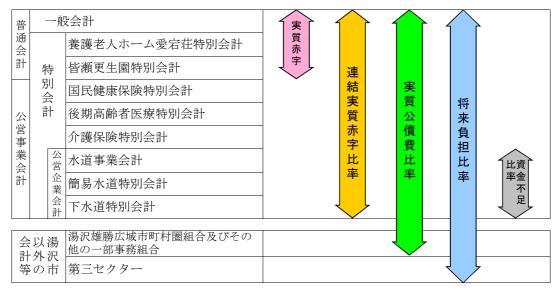
平成29年度決算においては、いずれの会計でも資金不足額がないため、該当ありません。

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

単位:千円

会	計 区 分	事業の規模	資金不足額	資金剰余額	資金不足比率
法適用企業	水道事業会計	753, 162	_	757, 736	不足額が
法非適用企業	簡易水道特別会計	219, 424	_	0	ないので
ムが週用正来	下水道特別会計	451, 986	_	673	該当なし

対象となる会計のイメージ



- ※ 資金不足比率は公営企業会計ごとに算定します。
- ※ 財産区特別会計(湯沢財産区、秋ノ宮財産区、院内財産区)は対象外です。

基準値を超えたら

■4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のどれか一つでも早期健全化基準を超えた場合には「財政健全化計画」を策定する必要があり、自主的な改善努力による財政健全化を目指すことになりますが、外部監査が義務付けられ、必要に応じ総務大臣又は知事から勧告を受けることもあります。

また、財政再生基準を超えた場合には「<mark>財政再生計画」</mark>を策定する必要があり、国等の関与による確実な再生を目指すことになります。具体的には、外部監査の義務付け等に加え、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、地方債の起債ができません。財政運営が計画に適合しない場合には、総務大臣から予算の変更等の勧告を受ける場合もあり、より厳しく国の監視下におかれます。

■公営企業の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は「<mark>経営健全化計画」</mark>を策定し、財政健全化計画と同様に経営健全化に向けた取り組みが必要となります。

